機密性２

総（庶）第４６５号
令和３年６月２２日

三重県土地家屋調査士会
会長　古　尾　圭　一　殿

津地方法務局長　中　井　幸　雄

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う法務局の業務継続を確保するための事務処理体制の整備に対する協力について（お礼）

平素は，法務行政の円滑な遂行につきまして，格別の御理解と御協力を賜り，厚くお礼申し上げます。

さて，標記につきましては，本年５月１０日付け総(庶)第３５９号をもって協力を依頼していたところですが，本月２０日に三重県の「まん延防止等重点措置」が解除されたことに伴い，当局におきましても，必要な感染防止対策を講じた上で，通常の事務処理体制に復することとしました。

貴会会員の皆様には，この間，事務処理の長期化などにより御迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げるとともに，法務局の業務継続を確保するための取組に御協力いただき，誠にありがとうございました。

なお，当局において事務の効率的かつ迅速な処理を今後も維持するためには，オンラインにより登記の申請をしていただくことが，最も効果が大きいものとなりますので，引き続き，オンライン登記申請の積極的な活用をお願いしますとともに，感染防止のため，登記事項証明書及び印鑑証明書等の取得について，オンライン請求及び郵送請求を利用していただくよう，併せてお願いします。